

○石垣市中小企業振興基本条例

平成26年12月12日

条例第30号

日本最南端の自然文化都市「石垣市」は、四方を珊瑚礁に囲まれ、島の中央部には於茂登岳をはじめとする山々が連なり、貴重な野生動植物が生息する自然豊かなまちです。

石垣市は八重山地域の経済の中心地として、豊かな自然環境と地理的特性を生かしたまちづくりを進めて来ました。本市の経済発展のため、市内事業所の大部分を占める中小企業は、雇用の創出、地域経済の発展に寄与してきました。これにより、就業機会の増加、所得の向上など、市民生活の向上に大きく貢献してきました。それらを持続及び発展するためには、中小企業の経営基盤の確立、雇用の安定化が不可欠です。

このような中、地理的特性を生かした観光産業の推進、地域ブランドの育成、地域資源を活用した農商工連携による経済発展、地産地消の推進、県内外及び海外への販路の拡大等、さまざまな課題があります。また、若年者の雇用対策のため、産学官の連携による人材育成及び就業意識の向上を目指す必要があります。

それらの課題を解決するためには、中小企業の役割が重要であり、中小企業自らが経営基盤の安定、向上を目指すとともに、本市が抱える諸問題について、中小企業、行政、市民が協働して取り組む必要があります。

このように、中小企業、行政、市民との協働によるまちづくりを推進し地域経済の発展を図り、住みよい石垣市を築くため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の発展に果たす中小企業の役割の重要性に鑑み、本市の中小企業の振興に関して基本的な事項を定めるとともに、関係者の役割等を明らかにすることで、中小企業の振興に関する施策を推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号までに該当するものであって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げるもののほか、商工会、商店街振興組合及びこれらに準ずる団体で市長が特に

認めるもののうち、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(4) 商店街 小売業、飲食業及びサービス業を営む店舗が集積している地域をいう。

(5) 商店会 商店街にあって、主として小売業又はサービス業を営む者で構成され、これらの事業者の事業の健全な発展及び商店街の振興に寄与することを目的として組織された団体をいう。

(6) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、地域経済の中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県その他の関係機関との連携を図り、協力を得ながら、市の地域特性を生かした施策を、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び市民が協働して推進することを基本とする。

(基本的施策)

第4条 前条の基本方針に基づく基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業者の資金調達の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者の人材の確保と育成を図ること。
- (5) 中小企業者の販路の拡大を図ること。
- (6) 中小企業者の海外展開を図ること。
- (7) 商店街の振興を図ること。
- (8) 観光サービスの発展を図ること。
- (9) 地域資源の利活用による農商工連携及び6次産業の発展及び創出を図ること。
- (10) 市民、生産者及び関係機関と連携し、地産地消の推進を図ること。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、市民の理解と協力を得ながら、国、県その他の関係機関との連携及び協力を図り、社会経済情勢の変化に対応した中小企業の振興に関する施策の策定その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、

中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者の役割)

第6条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応し、経営革新、経営基盤の強化、従業員の福利の向上及び人材の育成に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 中小企業者は、地域経済の振興を図るため、市内において生産され、製造又は加工される産品(以下「市産品」という。)の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たし、地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、市の実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(商店街で事業を営む者の役割)

第7条 商店街で事業を営む者は、商店街の振興を図るため、商店会への加入に努めるものとする。

2 商店街で事業を営む者は、商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより、当該事業に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、大企業者と中小企業者がともに地域社会の発展に欠くことができない重要な役割を果たしていることを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

2 大企業者は、地域経済の振興を図るため、市産品の利活用及び中小企業団体への加入に努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第9条 中小企業団体は、中小企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が地域経済を活性化し、市民生活の向上及び雇用の創出において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(人材育成への協力)

第11条 市及び教育機関は、人材育成を図るため、児童生徒の就業に関する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 中小企業者及び中小企業団体は、市及び教育機関が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業の振興に関する施策の公表)

第12条 市長は、毎年、主たる中小企業者の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(意見の反映等)

第13条 市長は、中小企業者の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための会議を開催しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。